

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示

- 字の区域の変更(地方課)
- 定期種畜検査の実施(畜産課)
- 土地改良区の役員の就退任(農村整備課)
- 土地改良区の役員の住所の変更(〃)
- 土地改良法による換地処分(〃)
- 国土調査の成果の認証(〃)
- 保安林の指定の解除予定(造林課)
- 基本測量の実施(管理課)
- 開発行為に関する工事の完了(二件) (都市計画課)

告 示

鳥取県告示第三百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による浦富南地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和六十一年十一月十八日現在の地番による。)
大字浦富字上新屋敷	大字浦富字上新屋敷のうち七九四の二、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字浦富字新屋敷	大字浦富字上新屋敷七九四の二、七九七の二及びこれらと一体をなす国有地 大字浦富字新屋敷の全域
大字浦富字向越前	大字浦富字向越前八五一の二の一部、八五一の四及びこれらと一体をなす国有地 大字浦富字東越前八五四の二の一部、八五五、八五六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字浦富字向越前	大字浦富字向越前のうち八四九の二、八五一の二、八五一の四、八五二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

前
大字浦富字東越

大字浦富字向越前八四九の二、八五一の二の一部、八五二の二及びこれらと一体をなす国有地
 大字浦富字東越前のうち八五四の一の一部、八五五、八五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
 大字浦富字上鵜島八六六の一部、八六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字浦富字下鵜島九〇六の二の一部、九〇八の二の一部、九〇八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
 大字浦富字岩崎九一五、九五〇の三、二九三七から二九三九までと一体をなす国有地の一部

大字浦富字上鵜島

大字浦富字上鵜島のうち八六六の一部、八六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字浦富字下鵜島

大字浦富字下鵜島のうち九〇六の二の一部、九〇八の二の一部、九〇八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字浦富字岩崎

大字浦富字岩崎のうち九一五、九五〇の三、二九三七から二九三九までと一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第三百五十五号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から昭和六十二年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
昭和六十二年 五月二十五日 午前十時から	鳥取市国安 東部家畜市場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
昭和六十二年 五月二十五日 午後一時から	東伯郡赤碓町大字出上 農林水産省鳥取種畜牧場	"
昭和六十二年 五月二十五日 午後三時から	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥取県畜産試験場	"
昭和六十二年 五月二十六日 午前十時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
昭和六十二年 五月二十六日 午後二時から	西伯郡西伯町大字北方 鳥取県中小家畜試験場	"
昭和六十二年 五月二十七日 午前十時から	西伯郡岸本町久古 西部家畜市場	"
昭和六十二年 五月二十七日 午後一時から	日野郡日野町高尾 鳥取日野農協和牛振興拠点施設	"

鳥取県告示第三百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した理事の氏名及び住所

理事	福光 虎之助	東伯郡大栄町大字島七四六
"	浜坂 進	大字妻波一二〇三
"	河本 幹	大字亀谷二四二
"	桑本 昭人	大字由良宿一三四
"	伊藤 勝美	一八六三
"	福嶋 崇	一五三四
"	池口 満明	大字妻波一八七八―一七
"	田 淵 勝	一二八〇
"	吉田 明嗣	一二六九
"	高見 英公	東伯町大字槻下六八〇
"	塚本 富秋	大栄町大字大谷一四九九―二
"	北濱 輝秋	七九九―三
"	山脇 寿雄	一三八二
"	河本 実	八一〇―一
"	飯田 伸行	大字島七四七

"	生原 敏夫	大字瀬戸三七九―一
"	南場 喜一郎	大字六尾三三六
"	前田 義人	四一八
"	福光 良昌	大字西穂波一二一
"	徳田 歳勝	大字大谷一八一―一
"	加藤 収	大字妻波一三九八
"	津川 隆	大字亀谷三八二―一
"	手嶋 武人	大字下種四八〇
"	福田 理	四五二―一
"	横山 博	大字上種二〇六
"	徳山 一雄	大字岩坪八九―二
監事	宮脇 愛之介	大字瀬戸四一四
"	山根 豊三郎	大字亀谷七八九

昭和六十二年四月六日退任

就任した役員の名氏及び住所

理事	河本 幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
"	宮脇 愛之介	大字瀬戸四一四
"	吉田 明嗣	大字妻波一二六九
"	塚本 富秋	大字大谷一四九九―二
"	北濱 輝秋	七九九―三
"	中原 清春	一四〇二
"	河本 正夫	一四〇七
"	池口 満明	大字妻波一八七八―一七

福 嶋 崇	大字由良宿一五三四
竹 中 貞 眞	一五八五
桑 本 昭 人	一三四
盛 山 和 夫	東伯町大字槻下六八七
南 場 喜 一 郎	大栄町大字六尾三三六
長 谷 川 尚	大字島六九七
福 光 良 昌	大字西穂波一二一
山 崎 芳 蔵	大字亀谷三九八
中 井 継 雄	大字妻波一三九六一二
日 置 武 夫	一七八二一
手 嶋 武 人	大字下種四八〇
村 岡 豊	四六一一
横 山 博	大字上種二〇六
森 文 基	大字岩坪一二二一五
長 谷 川 正 直	大字西高尾四八八
石 原 正	八四七一三八
池 本 嘉 昭	大字東高尾四三二
中 本 雅 胤	東伯町大字法万二〇一
岡 崎 勸	大栄町大字六尾一七四
山 下 正	大字亀谷九五二一四
齊 木 允 昭	大字妻波六九七

昭和六十二年四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第三百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	福 田 忠 之
変更前	日野郡日南町下阿毘縁二一〇一
変更後	日野郡日南町下阿毘縁二一〇〇一

鳥取県告示第三百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業に係る浦富南地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
泊村	昭和五十九年度から昭和六十一年度まで	泊村（大字園の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡泊村大字園の一部	昭和六十二年四月十四日
大栄町	昭和六十年年度及び昭和六十一年度	大栄町（大字東園及び大字原の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡大栄町大字東園及び大字原の一部	昭和六十二年四月十四日

鳥取県告示第三百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字桑原字空夏日八二三の一四・八二三の二一・八二三の二五・字奥露八四四の一〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間 昭和六十二年四月十四日から昭和六十三年一月三十日まで

三 作業地域 八頭郡八東町、船岡町、郡家町及び智頭町、日野郡江府町、
岩美郡福部村並びに米子市

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百六十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年三月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市下新印字土井ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市下新印二八八―五

武田 強

鳥取県告示第三百六十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年四月二十一日

一 開発許可の年月日及び番号
昭和六十二年三月四日 鳥取県指令受米土維第百七十一号
二 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉一〇九一
加藤清己